

議員提出第16号議案

足立区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成20年12月10日

提出者

足立区議会議員	新井英生
同	たきがみ明
同	吉岡茂
同	白石正輝
同	加藤和明
同	秋山ひでとし
同	古性重則
同	前野和男
同	あかし幸子
同	きじまてるい
同	鈴木けんいち
同	高山延之
同	ぬかが和子
同	米山やすし

足立区議会議長 くじらい 光治 様

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、協議又は調整を行うための場等の規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

足立区議会会議規則の一部を改正する規則

足立区議会会議規則（昭和31年9月26日区議会議決）の一部を次のように改正する。

「第15章 議員の派遣（第119条） 目次中 第16章 補則（第120条）」	「第15章 協議 を第16章 議員 第17章 補則
--	---------------------------------

又は調整を行うための場（第119条）
の派遣（第120条）に改める。
（第121条）」

第16章中第120条を第121条とする。

第16章を第17章とする。

第15章中第119条を第120条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 協議又は調整を行うための場
（協議又は調整を行うための場）

第119条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第119条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
足立区議会全員	当初予算、決算その他重	全議員	議長

協議会	要な議案及び行政上重要な事項に関する協議を行うため		
足立区議会各種委員長会	委員会の一般的な運営に関し協議又は調整を行うため	議長、副議長、委員長及び各会派の代表者	議長
足立区議会広報委員会	議会の広報に関し協議又は調整を行うため	議長、副議長、議会運営委員長及び各会派の代表者	議長
足立区議会委員協議会	各委員会の所管事項に関連する案件に関する協議を行うため	議長、副議長及び当該委員会の委員	当該委員会の委員長
足立区議会正副委員長会	各委員会の具体的な運営に関し協議又は調整を行うため	議長、副議長並びに当該委員会の委員長及び副委員長	当該委員会の委員長

付 則

この規則は、公布の日から施行する。